

## 平成27年度中に策定、変更が予定されている計画等について ((仮称) 滋賀県公共施設等マネジメント基本方針の策定について)

### 1. 策定の趣旨

---

- 県有施設の老朽化が進行しており、今後、多くの施設が更新時期を迎えることから、財政上および施設管理上の重要な課題となっている。
- 本県ではこれまで、橋梁や下水道、農業水利施設等のインフラ施設では、「アセットマネジメント」の手法により長寿命化対策等を進めているほか、庁舎等の建築物においても、「県有施設利活用基本指針」を策定し、施設総量の適正化や施設の長寿命化等の取組を推進している。
- こうした中、国からの策定要請もあり、今後の財政状況や人口動態の変化等を踏まえながら、建築物、インフラ施設、公営企業所管施設を含めた全ての施設を対象として、総合的・計画的な管理を推進するための基本的な方針を定めるものとする。

### 2. 検討の進め方

---

#### (1) 滋賀県議会

委員会に策定状況を随時報告する。

#### (2) 滋賀県行政経営改革委員会（附属機関）

条例に基づく行政経営改革委員会において議論する。

#### (3) 県民等意見の反映

県政モニターとの意見交換や県民政策コメントにより県民等から意見を聴取するとともに、実施状況について、県ホームページにおいて情報提供する。

### 3. 庁内検討体制

---

主要な建築物、インフラ、公営企業の関係課で構成する公共施設等マネジメント推進会議を平成27年4月に設置。

### 4. 策定スケジュール（予定）

---

平成27年6月～	滋賀県行政経営改革委員会
平成27年10月	計画（原案）作成
平成27年11月	県政モニターとの意見交換
平成27年12月	県民政策コメントの実施
平成28年3月	計画策定

# (仮称)滋賀県公共施設等マネジメント基本方針について

※ 総務省の要請に基づく「公共施設等総合管理計画」

上位  
計画

滋賀県基本構想

社会インフラの戦略的維持管理

滋賀県行政経営方針

公共施設等マネジメント

基本  
計画

公共施設等および県を取り巻く現状や将来見通し(老朽化の状況、人口、中長期的な経費および財源等)

**(仮称)滋賀県公共施設等マネジメント基本方針 (H27策定)**  
 県の全施設を対象に、管理に関する基本方針を定めた最上位計画

総務省のスケジュールでは、基本方針の策定が先行する形となっているが、本県では、既に分野ごとの検討(計画策定)が進んでいるため、個別計画の基本方針部分を包括する形で策定

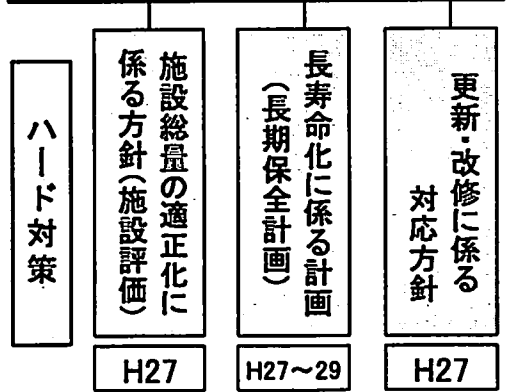
各分野の基本方針を総合的・体系的に整理

実  
施  
計  
画

**ファシリティマネジメント (建築物)**  
※インフラ・公営企業会計に属する建築物は除く

**アセットマネジメント (インフラ・公営企業)**

**県有施設等利活用基本指針 (H26)**



**ソフト対策 (維持管理)**

- 施設の有効活用
- 維持管理の最適化
- 環境問題への対応

策定済

橋梁長寿命化修繕計画(15m以上)	H23
公園施設長寿命化計画	H25
公営住宅等長寿命化計画	H23
ダム2箇所の長寿命化計画	H25
港湾維持管理計画	H23
農業水利施設アセットマネジメント全体計画	H20
農業水利施設アセットマネジメント中長期計画	H25
琵琶湖流域下水道ストックマネジメントガイドライン	H21

策定中・策定予定

橋梁長寿命化修繕計画(15m未満)	H28
砂防関係施設長寿命化計画	H30
ダム4箇所の長寿命化計画	H26・H27
農業水利施設の長寿命化計画	H27
ため池、農道(橋梁)等の長寿命化計画	H30
処理場施設・中継ポンプ場の長寿命化計画	H27~
治山施設長寿命化計画	H27
林道施設長寿命化計画	H27
工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設アセットマネジメント計画	H27

滋賀県地震防災プログラム・滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン・淡海ユニバーサルデザイン行動指針

国が平成32年度頃までの策定を求めている「個別施設計画」のベースとなる計画

# 「公共施設等総合管理計画」の概要

※平成26年4月22日付け総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」

## 1. 公共施設等の現状および将来見通し【全体】

- (1) 公共施設等の老朽化状況および利用状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

## 2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針【全体】

- (1) 計画の範囲(対象施設・計画期間)
- (2) 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策
- (3) 現状や課題に関する基本認識
- (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方(計画における目標、全体方針)
- (5) フォローアップの実施方針

## 3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針【施設類型ごと】

- (1) 現状や課題に関する基本認識
- (2) 所管施設に係る管理に関する基本方針
  - ① 点検・診断等の実施方針
  - ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
  - ③ 安全確保の実施方針
  - ④ 耐震化の実施方針
  - ⑤ 長寿命化の実施方針
  - ⑥ 統合や廃止の推進方針
  - ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

## 4. 計画の推進にあたって【全体】

- (1) 情報の公開
- (2) 行政サービス水準等の検討
- (3) 市町との連携

(実施計画)

### 個別施設計画

(H32年度頃までに策定)

(国の財政措置)

- 公共施設最適化事業債(公共施設の集約化・複合化)[充当率90%・交付税50%]
- 地域活性化事業債(公共施設の転用)[充当率90%・交付税30%]
- 除却債[充当率75%・交付税措置なし]